



国際ロータリー 第2550地区

宇都宮東ロータリークラブ会報

<http://www.ri2550uerc.gr.jp/>

会 長 細谷 俊夫 幹 事 伴 誠 会報・雑誌委員長 床井 光雄

例会場 宇都宮市大通り2-4-6 ホテルニューイタヤ 例会日 毎週火曜日(12:30~) 事務局 ホテルニューイタヤ内 宇都宮東ロータリークラブ TEL.028-638-5125 FAX:5128

通算3069号 2024年11月12日(晴れ) 第19回例会 会員数99名

### ハイブリッド例会

点 鐘 細谷会長  
司 会 副SAA 杉本会員

◇ロータリーソング「奉仕の理想」

◇本日のランチ 牛鍋定食



### ビジター紹介

片嶋副会長

◇宇都宮税務署

税務広報広聴官 松浦 恵美 様(卓話者)

税務広報広聴官 堀口 一成 様

◇米山記念奨学生 何 泰尼 (カジェニ) さん



### 会長挨拶

細谷会長

皆さん、こんにちは、11月はロータリー財団月間です。ロータリー財団は、「国際ロータリーのロータリー財団」(The Rotary Foundation of Rotary International)というのが正式名称です。1917年、アーチ C. クランフ R I 会長が、「全世界的な規模で、慈善・教育・その他社会奉仕の分野で、より良きことをするために基金を作ろう」と、呼びかけられて、ロータリー財団が始まりました。このビジョン、そして26ドル50セントの最初の寄付が、全世界で多くの人の人生を変える財団へと発展しました。公益財団法人ロータリー日本財団は、国内唯一の正式な「国際ロータリーのロータリー財団」の協力財団です。日本で最初の財団留学生は、第2期生(1951-52)の緒方貞子さんです。また、今日は「留学の日」です。明治4年11月12日にアメリカへ派遣された岩倉使節団のメンバーとして、津田梅子氏、山川捨松氏などの女性留学生5名が帯同しました。日本で初めて女性にも留学の機会が与えられ、本格的に留学が開放的になったことにちなんで、海外留学協議会が旧暦の日付となる11月12日に記念日を制定しております。

今日の卓話は、宇都宮税務署の堀口一成様・松浦恵美様です。よろしくお願いいたします。

◇奨学金の授与

米山記念奨学生 何 泰尼 (カジェニ) さん



### 幹事報告

伴幹事

◇本日18時30分~ ホテルニューイタヤにて細谷年度第5回定例理事会開催。

◇11月19日(火)は、クラブ定款 第7条第1節(d)の規定による休会。

◇11月26日は夜間例会。



### 委員会報告

◇スマイルボックス委員会

SAA代読

川村壽文会員・稲見京二会員

10月26日に開催されました第22回ロータリー全国囲碁大会で、川村・稲見組がクラブ対抗戦で優勝致しました。



### 卓話

「税を考える週間について」



税務広報広聴官 松浦 恵美 様

本日は、「税を考える週間」ということで「これからの社会に向かって」というテーマでお話させていただきます。

—配布の資料とパワーポイントにて説明—

・税を考える週間とは

毎年11月11日~17日までを「税を考える週間」

とし、税の意義や役割について能動的に考えて貰い、税に対する理解を深めて貰います。昭和29年に納税者の声を聞く月間ではじまり、昭和31年に週間に、昭和49年に「税を知る週間」、平成16年から「税を考える週間」になりました。

#### ・暮らしの中の税 身の回りの公共サービス

私たちの身の回りの公共サービス（学校・道路・上下水道・公園等の公共施設、警察・消防・教育・福祉等）の費用は、主に税金によって賄われています。必要な費用を共通の会費として私たちが負担しております。この税金は、私たちの学校教育や科学技術の発展のためにも役立てられ、文教及び科学振興費は、教科書の無償配布、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツ振興や公立学校の校舎の改築等の費用や科学技術振興を図るための費用等に使われています。

#### ・暮らしの中の税 様々な税

私たちの身の回りには、所得税、消費税、酒税、たばこ税等、様々な税があります。税の中でも、直接税や間接税、国税や地方税と分かれているものがあります。また、税を何に対して課税するかによって、所得課税、消費課税、資産課税の3種類に区分されます。

#### ・納税の義務 憲法で定められている

私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとしています。租税法律主義といい、日本国憲法第30条において、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」、第84条において、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定められています。

#### ・納税の必要性について

税の本質とは、「税が公共サービスの対価」「自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体」「税の使い道に関心を持つことも納税者として重要」ということです。そして、政治への参加と国を支える税金を国民が負担することが対になっていることが、民主主義の基本であることをご理解いただければと思います。

#### ・国の財政

令和6年度、当初予算の歳出は112兆5,717億円で、社会保障、国債費、地方交付税交付金等で大部分を占めております。最も大きい支出は社会保障の約38兆円で、医療、年金、介護、生活保護、子育て等の子供関係に使われています。歳入のう

ち、約61.8%は所得税、消費税、法人税等の租税及び印紙収入です。31.5%は公債金という国の借金で、元本の返済や医師の支払い等の負担を将来の世代に残すこととなります。

#### ・これからの社会と税

日本は主要先進国の中でも急速に高齢化が進んでおり、年金、医療、介護等の給付水準が一貫して増加していることが、国の借金が増大した主要要因の一つです。今後、少子高齢化が進むことで、高齢者を支える働く世代の一人当たりの負担が増え、65歳以上一人に対して、2050年には1.3人となり、働く世代の負担はますます大きくなることが予想されています。社会保障による受益は高齢者世代、教育による受益は若者世代が中心で、それを支える負担は働く世代が中心となっております。支え手となる働く世代が減っていく中、国の財政や社会保障制度を持続するためには、給付、負担、両面で人口構成の変化に対応した制度へと改革していくことを考えなければなりません。高齢化による社会保障費の増加や景気の低迷による税収の減少を背景に、国の借金である普通国債残高は年々増え続け、令和6年度末の国債残高は約1,105兆円に達する見込みとなっております。これは税収約16年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すこととなります。日本の借金総額は主要先進国の中でも最悪な水準です。

#### ・「受益」と「税負担」の在り方

借金の返済額が増加すれば、社会保障や公共事業、教育等への必要な支出の減少、将来の国民が受け取れる公共サービス等の減少、政府の信用が低下し、お金を借りるためにより多くの利子を支払うこととなります。持続可能な社会保障制度とするためには、どのような受益と負担のバランスをとっていくべきか、国民一人一人がしっかりと考えていく必要があります。

#### ・国税庁の取組について

我が国の税金は、申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者の皆様が高い納税意識を持ち、憲法、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。国税庁では、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命とし、①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現②酒類業の健全な発達③税理士業務の適正な運営の確保を任務とし、遂行しております。国税庁のホームページには、税を考える週間の特設ページを開設しておりますので、是非、ご覧いただければと思います。